

都 市 経 済 委 員 会 会 議 録

招 集

令和6年12月23日（月）本会議休憩中 議会委員会室

出席委員（9名）

(委員長) 西 野 太 一 (副委員長) 吉 岡 古 都

門脇 一男 津田 幸一 中田 利幸 錦織 陽子

森 田 悟 史 森 谷 司 渡 辺 穰 爾

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

【經濟部】若林部長

【文化観光局】石田局長

〔スポーツ振興課〕 成田課長 松永課長補佐兼スポーツ振興担当課長補佐

久城スポーツ振興担当係長

【農林水産振興局】赤井局長兼農林課長

〔農林課〕 山内課長補佐兼農政担当課長補佐

出席した事務局職員

松田局長 田村次長 森井議事調査担当局長補佐

傍聽者

安達議員 今城議員 大下議員 国頭議員 徳田議員 土光議員 戸田議員

又野議員　松田議員　矢田貝議員

報道関係者 0 人 一般 0 人

審査事件及び結果

議案第 121 号 事業契約の締結についての議決の一部変更について [原案可決]

~~~~~

午前 11 時 35 分 開会

○西野委員長 ただいまから都市経済委員会を開会いたします。

本日は、先ほどの本会議で当委員会に付託されました議案１件について、審査をいたします。

経済部所管について審査をいたします。

議案第 121 号、事業契約の締結についての議決の一部変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

成田スポーツ振興課長。

**○成田スポーツ振興課長** そういたしますと、議案第１２１号、事業契約の締結についての議決の一部変更について御説明申し上げます。追加議案の４３ページを御覧ください。

これは、令和 6 年 3 月 21 日に議会の議決を経ました米子新体育館整備等事業に係る「事

業契約の締結について」の一部を変更することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更事項といたしましては、追加議案44ページに参考資料でつけております、事業契約の締結についての表の契約金額の項中、104億8,025万7,102円を105億1,879万8,937円に改めるものでございます。説明は以上でございます。

**○西野委員長** 当局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。委員の皆様の質疑をお願いいたします。

吉岡委員。

**○吉岡委員** この件に関しましては、予算のときは反対をいたしましたが、もう仮契約も済んでいるということで、この議案には賛成をしたいと思っておりますが、この間、スポーツ振興課と環境政策課の方に詳しい説明をしていただいて、その説明レベルの資料があったらなあと感じ、私も副委員長としてその資料を求めなかったことを深く反省をしているところです。

ただ、説明をしていただいてもなお一つ疑問が残ることがありますので、そこだけ質問させていただこうと思っております。追加の工事費の部分に関して、太陽光発電の増設による屋根の設計変更に伴う契約金額の変更という部分に関しましては、ここは競争原理が働いていないわけであります。最初の公募のプロポーザルのときに、設計のコンペという選択肢はなかったのか、この太陽光発電パネルを最大限載せれるようなことを求めて、設計のコンペをするというような選択肢はなかったのかということについて、御見解を伺いたいです。

**○西野委員長** 成田スポーツ振興課長。

**○成田スポーツ振興課長** 米子新体育館整備等事業のPFI事業者の公募に当たっての審査方法についてということで答えさせていただきたいと思います。米子新体育館整備等事業の事業者の審査方法につきましては、公募型プロポーザル方式で審査をいたしました。その理由といたしましては、本事業では、設計を含む施設の整備だけではなく、維持管理・運営等の各業務の実施を通じて、事業者に効率的、効果的かつ安定的、継続的なサービスを求めていますので、事業者の幅広い事業能力を総合的に評価する公募型プロポーザル方式に事業者を選定することにいたしましたところでございます。以上です。

**○西野委員長** 吉岡委員。

**○吉岡委員** そういった趣旨は分かるんですが、そういった前提において、結果的に太陽光パネルを載せないといけないというような制限がかかったことで、かえって事業者さんの自由な提案というのが妨げられたのではないかなというふうに感じています。それはなぜなら、ちょっと比べる対象がよくないかもしれないんですが、香川県の県立の体育館のコンペなどを見ますと、基本設計のコンペになっていまして、多種多様な提案がなされています。太陽光などに関して、制限がありませんので、要件がありませんので、太陽光を載せたものもあれば、載せないことで屋根を非常に軽量な自然光を取り入れたような設計をしてあったりとか、多種多様な提案がされていました。米子アリーナに関しては、そういった自由度を勘案してのプロポーザルの方式だったというふうに今御説明がありましたけど、結果的に太陽光発電パネルを載せないといけないということで、設計の自由度は狭

まっている。それに関して、事前のQ & Aなんかも見ましても事業者さんにも少し戸惑いがあったのではないかというふうに感じました。なので、今回に関しては、例えば、本当に最大限屋根に太陽光パネルを載せたいというような市にはっきりとした意向があるのであれば、そういったものを示して、設計においてコンペをするということになれば、その部分にも競争原理が働き、市民に利益がもたらされたのではないかと考えております。今後、そういった発注方法に関して、しっかりと精査をして運営の委託をするから、そこは設計コンペはできないということは全くないと思いますので、発注方法に関しましては、その要件に合ったものを適切に使用していただくよう要望して終わります。

**○西野委員長** ほかにございませんか。

渡辺委員。

**○渡辺委員** 追加議案の審議でしょ。

〔「はい」と西野委員長〕

でしょ。

〔「はい」と西野委員長〕

そこら辺はちゃんと仕切ってもらわんと。

〔「はい」と西野委員長〕

**○西野委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○西野委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様の御意見をお願いします。

〔「なし」と声あり〕

**○西野委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは採決いたします。

議案第121号、事業契約の締結についての議決の一部変更について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○西野委員長** 御異議なしと認めます。

よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市経済委員会を閉会いたします。

**午前11時42分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

都市経済委員長 西 野 太 一